

船橋市内部統制の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市内部統制に関する方針（以下「内部統制方針」という。）に基づき本市における内部統制を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制 市長が内部統制方針に定めた対象とする事務（以下「対象事務」という。）の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することをいう。
- (2) 部等 船橋市行政組織条例（昭和46年船橋市条例第37号）第1条に規定する部及び公室、保健所、地方卸売市場、消防局、会計課、船橋市教育委員会組織規則（平成4年船橋市教育委員会規則第1号。以下「教育委員会組織規則」という。）第8条に規定する部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局並びに議会事務局をいう。
- (3) 部等の長 前号に規定する部等の長（保健所にあつては保健所理事、会計課にあつては会計管理者）をいう。
- (4) 課等 船橋市事務分掌規則（平成10年船橋市規則第66号）第1条に規定する課、船橋市事業所事務分掌規則（平成3年船橋市規則第10号）別表に規定する第二種の事業所、船橋市保健所事務分掌規則（平成15年船橋市規則第79号）第2条に規定する課、地方卸売市場総務課、船橋市消防局の組織等に関する規則（平成4年船橋市規則第85号）第2条に規定する課、船橋市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和40年船橋市条例第14号）第3条に規定する消防署、会計課、教育委員会組織規則第9条に規定する課、同規則第16条公民館の項に規定する基幹公民館、総合教育センター、船橋高等学校、西図書館、市民文化ホール、郷土資料館、青少年センター、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局並びに議会事務局総務調査課をいう。
- (5) 課等の長 前号に規定する課等の長（船橋高等学校にあつては船橋高等学校事務長）をいう。

(評価の対象期間)

第3条 内部統制の評価の対象とする期間（以下「評価対象期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その最終日を評価の基準日とする。

(内部統制推進プロジェクトチーム)

第4条 内部統制の整備及び運用について組織的な推進を図るとともに、次条に規定する内部統制評価担当と連携して、評価対象期間における取組に係る計画や手続等（以下「内部統制実施要領」という。）の原案を作成する役割を担うものとして、内部統制推進プロジェクトチーム（以下「推進PT」という。）を置く。

2 推進PTは、総務部長をリーダーに置き、企画財政部財政課長、財産管理課長、契約課

長、総務部総務法制課長、職員課長、人事課長、デジタル行政推進課長、税務部債権管理課長及び会計課長補佐をもって構成する。

3 推進P Tの庶務は、総務部総務法制課において処理する。

(内部統制評価担当)

第5条 評価対象期間における内部統制の整備状況及び運用状況について内部統制実施要領に基づく独立的評価を行うとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項に規定する報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）の原案を作成する役割を担うものとして、内部統制評価担当（以下「評価担当」という。）を置く。

2 評価担当は、総務部長及び総務部総務法制課とする。

(内部統制委員会)

第6条 内部統制に関する市長の意識を共有し、部等相互間の連絡調整及び情報共有を図るとともに、推進P Tが作成する内部統制実施要領及び評価担当が作成する内部統制評価報告書の原案について検討を行うため、船橋市内部統制委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

3 委員長は市長、副委員長は総務部を担任する副市長、委員は総務部を担任する副市長以外の副市長、健康福祉局長、建設局長、教育次長及び部等の長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議事の進行及び整理は、総務部長が行う。

7 委員長は、必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

8 委員会の庶務は、総務部総務法制課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(内部統制最高責任者等)

第7条 内部統制の適正かつ有効な実施を図るため、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）及び内部統制副最高責任者（以下「副最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は市長をもって充て、本市における内部統制の整備及び運用に関する最終的な責任者として、委員会が検討を行った内部統制実施要領及び内部統制評価報告書について決定するとともに、内部統制に関する取組を指揮監督する。

3 副最高責任者は総務部を担任する副市長をもって充て、最高責任者の職務を補佐し、最高責任者に事故があるとき、又は最高責任者が欠けたときは、その職務を代理する。

(内部統制総括責任者等)

第8条 内部統制の組織的かつ主体的な実施を図るため、内部統制総括責任者（以下「総括責任者」という。）、内部統制責任者及び内部統制員を置く。

- 2 総括責任者は総務部長をもって充て、実務的な責任者として、本市における内部統制に関する事務を総括する。
- 3 内部統制責任者は部等の長をもって充て、その属する部等における内部統制に関する事務について、指導、助言その他必要な措置を講じる。
- 4 内部統制員は課等の長をもって充て、その所掌事務に係る内部統制に関する事務を処理する。

(職員の責務)

第9条 職員は、対象事務を執行する中で日常的に起こり得るリスクを把握し、必要なリスク対応策を検討することに努めるとともに、整備されたリスク対応策を遵守し、適正な事務執行に努めなければならない。

(監査委員との連携)

第10条 最高責任者、副最高責任者、総括責任者、推進PT及び評価担当は、監査委員の視点を効果的な内部統制の整備及び運用につなげるため、必要に応じて監査委員と意見交換等を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、内部統制の実施に関し必要な事項は、最高責任者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定については、令和3年8月27日から施行する。

(準備行為)

- 2 令和4年度の内部統制実施要領は、この要綱の施行前においても、船橋市内部統制準備委員会が原案を作成し、市長が決定することができる。

附 則 (令和3年12月15日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月9日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。